

身体障害者手帳などを持っている皆さん

軽自動車税の減免は自動更新に変わります

身 体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人やその人と生計を一にする人が所有する軽自動車などは、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けることができます。これまで毎年申請が必要でしたが、今年度から原則申請不要の自動更新に変わります。

自動更新となる場合

4月1日時点で前年度の申請内容(車両・運転者・障害者手帳の等級)に変更がない場合
※社会福祉事業者は毎年申請が必要です。

手続きが必要な場合

▷新しく減免を受けたい場合 ▷車両や運転者、障害者手帳等の等級が変わった場合

申請期限 6月1日(月)

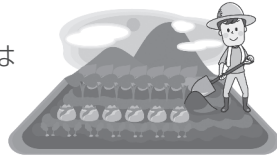
※期限内に申請がない場合は、減免を受けることができません。申請に必要な書類などは、広報そえだ5月号でお知らせします。

☎ 役場住民課税務・滞納対策係 (☎82-1234)

ヤミ小作は違法です

農地の貸し借りには手続きが必要です

手 続きを行っていない農地の貸し借りは「ヤミ小作」です。最近、ヤミ小作によるトラブルの相談が増えています。農地の貸し借りをするときは必ず手続きをお願いします。



◎ヤミ小作に該当します

- ▶昔から手続きをせずに口約束で親戚や知人と貸し借りしている
- ▶契約期間が終わった後、更新の手続きをせずに貸し借りしている
- ▶又貸しで貸し借りをしている

◎農地の貸し借りは農業委員会へ相談ください

手続きを行うことで、誰と、どのような内容で契約しているのか明確になります。また、契約期限が近づくと、農業委員会から所有者と耕作者の両者に終期通知を送付しますので、更新の協議も忘れずに行うことができます。トラブルを防ぐためにも、手続きをお願いします

☎ 添田町農業委員会 (☎82-1237)

令和8年度分の申請を受け付けています

タクシー利用助成は毎年申請が必要です

運 転免許を持たない75歳以上の人を対象とした「タクシー利用助成券」の交付を受けるには、毎年申請が必要です。役場から個別に申請の案内はしていません。助成券が必要な人は申請をお願いします。



◎対象者 <すべてに該当する人>

- ▶添田町に住居票がある75歳以上の人
- ▶運転免許を持っていない人
- ▶町税や使用料などに滞納がない人

◎申請に必要なもの

- ▶マイナンバーカードなど本人確認ができるもの
- ▶タクシー利用者登録証(登録している人のみ)

※代理で申請する場合は、代理人の本人確認ができるものがが必要です。



◎助成内容

- 1枚500円の利用助成券を最大30枚交付
- ※申請した月によって交付枚数が異なります。

☎ 役場まちづくり課まちづくり推進係 (☎82-5965)

配布完了には1か月ほどかかります

添田町生活応援商品券を配布しています

国 の重点支援地方交付金を活用し、令和8年2月2日時点で町に住居票がある皆さんに町内で使用できる1万円分の商品券を世帯主宛てに3月下旬から順次配布しています。



◎加算の対象者

65歳以上の人と、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人には5千円分が加算されます

◎通知書の確認をお願いします

商品券と同封の通知書に対象者一覧を記載しています。内容に誤りや不明な点がある場合は、連絡をお願いします

◎申請が必要な場合があります

2月2日時点で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている人で、通知文の障がい者加算欄に「○」印がついていない人は加算を受けるために申請が必要です。詳しくは問い合わせください

☎ 役場まちづくり課政策企画係 (☎82-5965)

利用するときはご注意ください

そえだジョイとクアハウスの開館時間が変わります

効 率的な運営のため、皆さんの意見を参考に4月1日から開館時間を変更します。ご理解とご協力をお願いします。



◎そえだジョイ

開館時間	浴室	13時~19時
	子供室など	10時~17時
休館日	12月29日~31日、第2・第4月曜日、館内清掃点検日	

◎クアハウスハピネス

開館時間	平日	10時30分~19時30分
	土日祝	10時~18時
休館日	12月29日~1月3日、第2・第4月曜日、館内清掃点検日	

☎ そえだジョイ (☎82-2600)

☎ クアハウスハピネス (☎82-5061)

町民の皆さんのところに伺います

町政出前座談会を利用ください

町 政への参画や町との協働などを推進するため町長や職員が伺い、町政やまちづくりなどについての説明や意見交換などを行います。

◎対象者 町内在住または在職の人で構成されている団体や5人以上のグループ

※特定の政治・宗教活動を目的とする場合は対象外です。

◎時間 月曜日~金曜日の9時~20時の1時間程度(祝日を除く)

◎会場 希望団体が調整してください(町内のみ)

◎申込方法 開催希望日の1か月前までに申込書を役場総務課総務係に提出
※申込書は総務課または町ホームページからダウンロードしてください。

◎提出先 役場総務課総務係 (FAX: 82-2869、メールアドレス:soumu@town.soeda.fukuoka.jp)

☎ 役場総務課総務係(☎82-1231)



町をもっとにぎやかに!

みんなでまちづくり活動助成金の募集を開始します

町 をより「にぎやか」にする活動や、地域特有の課題解決に取り組み「住みたくなるまち」をつくっている団体を支援するため、令和8年度の「みんなでまちづくり活動助成金」の募集を開始します。



	小さな活動	大きな活動
対象団体	①18歳以上の構成員が5人以上 ②構成員が5人以上添田町在住	①18歳以上の構成員が5人以上 ②構成員の過半数が添田町在住 または通勤・通学 ③団体の会則がある ④活動拠点が町内
交付額	上限5万円	上限20万円
交付回数	1団体1回	1団体1回
必要書類	①申請書 ②構成員名簿 ③事業計画書 ④予算書	①申請書 ②会則 ③会員名簿 ③事業計画書 ④予算書

◎申請期限

12月25日(金)(土日祝日を除く)
※予算の上限に達した場合は、期前に締め切ります。

◎助成活動例

- ▶花いっぱい運動 ▶地域イベント
- ▶農林業体験 ▶子ども食堂

◎活動対象経費

- ▶講師の謝金・旅費 ▶消耗品
- ▶ボランティア保険料 ▶公民館の使用料 など

☎ 役場まちづくり課政策企画係 (☎82-5965)